

超促進耐光性試験機の購入に係る一般競争入札公告

山梨県産業技術センターが発注する超促進耐光性試験機の購入に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

平成30年8月8日

山梨県産業技術センター所長 手塚 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

超促進耐光性試験機 一式

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容であること。

(3) 納入場所

山梨県富士吉田市下吉田六丁目16番2号 山梨県産業技術センター富士技術支援センター

(4) 納入期限

平成31年1月18日（金）

2 一般競争入札の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過したもの。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(5) 次の入札参加資格を全て満たす者であること。

① 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

② この公告の日から開札の日までの間に「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

③ この公告に示した物品等を確実に納入できると山梨県産業技術センター所長が判断した者であること。

④ 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県産業技術センター所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

⑤ 物品納入又はアフターサービスに必要な許可（登録）等を得ている者であること。

(6) その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号403-0004 山梨県富士吉田市下吉田六丁目16番2号
山梨県産業技術センター 総務課
電話0555-22-2100
- (2) 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成30年8月22日(水)までの、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成30年8月24日(金)までの、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所に提出する。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
平成30年8月22日(水) 午後3時00分
山梨県産業技術センター富士技術支援センター2階支援室
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成30年9月6日(木) 午後1時30分
山梨県産業技術センター富士技術支援センター2階支援室
- (6) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他入札に関する事項は入札心得(別紙)を確認すること。

4 その他

- (1) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- (2) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 違約金の有無 有
- (5) 落札者が契約締結までの間に2に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。
また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (6) 詳細は入札説明書による。